「第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可」に対する意見募集

■意見募集期間：令和7年10月29日（水）から同年11月28日（金）まで

■案件番号：145210594

■意見提出数：12件（個人：1件）　※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
1	個人
2	匿名A
3	株式会社ギガプライズ
4	一般社団法人テレコムサービス協会
5	株式会社NTTドコモ
6	ソフトバンク株式会社
7	楽天モバイル株式会社
8	中部テレコミュニケーション株式会社
9	KDDI株式会社
10	NTT東日本株式会社
11	NTT西日本株式会社
12	匿名B

■　第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について

意　見	考え方	案の修正
（意見1） 今般一般社団法人電気通信事業者協会から申請があった第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法については、いずれも認可することが適当であると考えます。 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行等による第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス）並びに当該サービスに係る交付金及び負担金に関する制度の創設以来、本件は当該交付金及び負担金に係る初めての認可申請となります。 テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタルサービスを離島・山間地等の地理的に条件が不利な地域を含め全国あまねく高水準で活用できるようにするためにも、その基盤となる光ファイバ網の維持は極めて肝要です。 当社も、第二号基礎的電気通信役務に係る負担金の負担事業者としてその維持に貢献してまいります。 【楽天モバイル株式会社】	（意見1に対する考え方） いただいた御意見については、意見募集の対象である第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可及び第二種負担金の額及び徴収方法の認可の申請（以下「認可申請」といいます。）並びに諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。	－
（意見2） ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく第二種負担金については、第二種負担金が負担事業者から卸先事業者に、さらには、卸先事業者から利用者に、その負担が転嫁されうることが考えられます。 そのため、多くの事業者に事務コスト等が発生することを踏まえれば、事務コスト等の低減の観点から、年1回、令和8年3月末の算定対象回線数を基に徴収することに賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	（意見2に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。	－
（意見3） 令和8年度の第二種負担金の徴収方法について、年1回徴収の方針に賛同いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	（意見3に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。	－
（意見4） 今回支援機関が認可申請した第二種負担金の金額及び徴収方法については、当社としても賛同いたします。 【NTT東日本株式会社】	（意見4に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。	－
（意見5） 今回支援機関が認可申請した第二種負担金の金額及び徴収方法については、当社としても賛同いたします。	（意見5に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見1に対する考え方と同じです。	－

【NTT西日本株式会社】		
（意見6） 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の見込み額を踏まえ、ユニバーサルサービス制度の趣旨に則り、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条により、2026年は、2026年3月末回線数を基に1度だけ負担金の徴収を行う方向性に賛同します。 第二種交付金・負担金制度については、2026年より新たに始まる制度であることを踏まえ、運用上の課題や改善点が生じた際には、適時適切に運用の見直しを検討いただきたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	（意見6に対する考え方） いただいた御意見の前段については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。 総務省においては、御意見後段の御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。	－
（意見7） 今回、第二種負担金の初回の認可申請にあたり、交付金額の規模や事業者の負荷等を考慮のうえ、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下、第二号算定等規則）第3条の規定に基づく許可がなされ、当該認可申請がなされたこと、そして、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第160回）の諮問の通り、当該認可申請内容を認可することについて、賛同いたします。 第二種交付金制度については、2022年（令和4年）6月情報通信審議会電気通信事業政策部会（第61回）資料61-1-2「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方概要」P.4では「約8円/月・契約」の試算結果が示されており、この試算等を前提として、これまで第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等が整備されてきた理解です。 しかしながら、今回認可申請がなされた1回線当たりの負担額（令和7年の申請単価）は年間2円となり、当初試算と比して大幅な乖離が生じています。当初試算（年間に換算すると1回線あたり約96円）は最大値を念頭に置いたものと想定されることや、今回の認可申請は初年度という点を考慮したとしても、試算時点との水準差は大きく、結果的に制度設計段階での想定と実績との間に相当程度の開きが生じたものと認識しています。 交付金制度の設計においては、交付金制度によってもたらされる効果と制度の運用コストとのバランスを取る必要性があるところ、交付額や、1回線あたりの負担額の見込みは制度設計における重要な要素であったと考えます。 したがって、制度設計段階での想定と実績の間で相当程度の乖離が生じた理由をお示しいただくことを要望するとともに、今後同様の制度検討がなされる場合にも、可能な限り精緻な見込みとなるようご検討いただきたく考えます。 また、第二種交付金制度においては、負担金の徴収対象を判定する際、電話番号によって対象を明確に識別できる第一種交付金制度とは異なり、提供する役務や提供形態などを詳細に把握する必要がある認識です。そのため、正確性を重視した制度設計とすることが可能となった一方で、制度運用が非常に複雑化しています。 さらに、制度対応に関わる関係者の稼働としても、第一種交付金制度とは異なり、第二種交付金	（意見7に対する考え方） いただいた御意見の一段目については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。 総務省においては、御意見二段目以降の本制度の運用コストについての御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。	－

制度では報告に際して徴収対象外の事業者からも関連情報の提供が必要となるなど、制度に関わる事業者の数が多く、事業者・支援機関・総務省の全体としての稼働も大きいものと認識しています。 これらを総合的に勘案すると、交付金制度による効果以上に、制度の運用コストが極めて高い状態にあると考えます。 安定的な第二種交付金制度の運用のため、制度設計当初は簡素性も考慮されていた※ことや、今回の認可申請において運用コストについても考慮されたことも踏まえつつ、実際の運用状況も見ながら、運用コストが過剰とならぬよう今後も制度の見直しが必要であると考えます。 ※ 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申（R5年２月7日）」P.58にて「卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資すると考えられ、実際に、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。」との記載あり。 【ソフトバンク株式会社】		
（意見８） 第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種負担金制度は、採算性の低い地域においても最低限の通信サービスを維持するための重要な仕組みであり、情報通信の公平性と持続可能性を支える制度設計として高く評価します。特に、特別支援区域におけるFTTHアクセスサービスの提供に対して、事業者の収支状況を踏まえた交付金の算定が行われている点は、制度の公平性と整合性を支えるものと理解しています。 一方で、制度の実効性と社会的納得性を高めるためには、以下の点について丁寧な検討と改善が求められると考えます。 第一に、制度の透明性と情報公開の強化です。交付金・負担金の算定根拠、支援区域の指定基準、収支表の公開状況などについて、一般市民や地域住民が理解しやすい形で情報が整理・公表されることが望まれます。制度の透明性が高まることで、公共資金の使途に対する信頼性も向上し、制度への参加意識や納得感が醸成されると考えます。 第二に、支援区域の指定にあたっては、設備規模や所有者属性だけでなく、地域の実際の通信困難度や住民の声を反映した柔軟な判断がなされることを希望します。特に、地方公共団体が所有する設備が交付金算定から除外されている点については、地域の実情に即した制度運用が求められます。制度は、数字の整合性だけでなく、暮らしの実感に寄り添うものであってほしいと願います。 第三に、負担金制度の公平性と納得性の確保です。令和8年度に限り、算定等規則によらず年1回・1か月分の回線数に基づいて負担金を算定する特例的な運用については、徴収対象事業者の事務負担軽減や制度運用の合理性を踏まえた柔軟な対応と評価します。しかし、制度の本来の趣旨が「受益者負担の公平性」にあることを踏まえると、複数年度にわたる交付金の原資を特定年度に集中して徴収することには慎重な検討が必要です。特に、回線数の変動や事業者間の収益構造の違いが大きい中で、徴収のタイミングや算定方法が制度の公平性に与える影響について、今後の制度設計において丁寧な検討が求められます。	（意見8に対する考え方） いただいた御意見の一段目については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。 総務省においては、御意見二段目以降の御指摘（制度の透明性と情報公開の強化、負担金制度の公平性と納得性の確保、支援業務の妥当性と成果の可視化、制度の持続性と公共性の両立及び赤字が続く事業者への支援の在り方）も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。	―

第四に、支援業務費の妥当性と成果の可視化です。申請単価の根拠となる支援業務費についても、業務内容・費用構造・成果の可視化など、より透明性の高い情報公開がなされることで、制度への信頼性が高まると考えます。特に、周知活動やコールセンター委託などの費用が制度の目的に照らして妥当であるか、定期的な検証と公表が必要です。 第五に、制度の持続性と公共性の両立です。制度は、徴収の効率性だけでなく、受益と負担のバランス、事業者間の納得感、そして公共性への配慮をもって運用されることを強く希望します。情報通信は、単なるインフラではなく、地域の暮らしや命綱を支える公共財です。制度設計においては、財務的合理性だけでなく、倫理的・社会的な視点が常に問われるべきです。また、地方におけるケーブルテレビ事業者の役割についても、制度設計においてより深く評価されるべきです。CATV事業者は、地元ニュース、防災情報、学校行事の放送など、地域密着型の情報提供を担っており、単なる放送事業者ではなく、地域の情報インフラとして機能しています。特に、地上波の電波が届きにくい地域では、CATVが唯一の情報源となる場合もあり、通信と放送の両面から地域を支える存在です。こうした公共的役割を果たす事業者が、制度の支援対象として適切に位置づけられることを希望します。 最後に、赤字が続く事業者への支援は、地域の通信インフラを守るために必要な措置である一方で、制度依存が慢性化しないよう、改善の道筋と情報の透明化が不可欠です。支援は「守る」だけでなく、「育てる」ものであってほしい。制度の持続可能性と公共性を両立させるために、赤字構造の検証と改善努力の可視化を強く希望します。 【匿名A】		
（意見9） 現在、支援業務に係る費用については、実質的に回線負担金と同等の水準となっており、課題であると感じております。つきましては、より効率的な運用方法の検討および費用抑制に向けた施策の導入を要望いたします。 【株式会社ギガプライズ】	（意見9に対する考え方） 御指摘の支援業務に係る費用の水準は、電気通信事業法（昭和59年法律第85号。以下「法」という。）第110条の規定により準用する法第80条の規定に基づき総務大臣の認可を受けた基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）の収支予算の範囲内であると承知しており、直ちに課題であるとまではいえないと考えます。 その一方で、支援機関の業務がより効率的に運用されることが望ましいことは御指摘のとおりであるため、総務省においては、支援機関の収支予算の認可に当たり、引き続き、支援業務の妥当性といった観点から、収支決算書や収支予算案の検証を継続していくことが適当であると考えます。	－
（意見10） 一般社団法人電気通信事業者協会の会長はNTTの社長で、NTTに対する交付金の申請をする建付けは全く透明性がなく、廃止すべきである。 【個人】	（意見10に対する考え方） 御指摘の一般社団法人電気通信事業者協会（以下「協会」という。）は、法第106条の規定に基づき、平成17年12月に総務大臣から支援機関としての指定を受けた者です。この支援機関には、法の規定により、総務大臣の認可を受けた支援業務規程によって第二種交付金の額を算定すること等が義務付けられています。 また、支援機関である協会は、事前に、複数の電気通信事業者及	－

	び学識経験者から構成される支援業務諮問委員会にその内容を諮り、答申を受けた上で、第二種交付金の額等について認可申請をしていると承知しています。 こうしたことを考えますと、支援機関として指定を受けた一般社団法人の会長と第二種交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者の親会社の代表取締役社長とが同一の人物であることのみをもって今般の第二種交付金の額の算定や認可の申請に透明性がないと指摘されることには、理由がないと考えます。	

■　その他

□ 第二種交付金の算定方法について

意　見	考え方	案の修正
（意見11） 2025年11月28日付の支援区域の指定解除により、今回支援機関より申請されたNTT東西に係る交付金の算定対象町字の一部（15町字）が支援対象外となり、申請された金額を交付いただけない状況が生じているところです。 また、交付金の算定対象外も含めると、NTT東西の担当支援区域として指定されていた区域のうち、約2割にあたる3,799町字が今回指定解除される状況となっております。 このように、適格事業者自身に起因しない要因で支援が継続されなくなるリスクがある状況では、未整備地域の新規整備や公設設備の譲受を進めることは困難であるため、当初は特別支援区域に指定されており、支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した区域については、その後の状況変化によらず支援が継続される仕組みにしていくことが必要と考えます。 【NTT東日本株式会社】	（意見11に対する考え方） いただいた御意見は、直接的には認可申請及び諮問第3204号に関するものではありませんが、総務省においては、御指摘も踏まえ、第二号基礎的電気通信役務に関する制度の在り方について必要に応じて見直しの検討を行うことが適当であると考えます。	―
（意見12） 2025年11月28日付の支援区域の指定解除により、今回支援機関より申請されたNTT東西に係る交付金の算定対象町字の一部（15町字）が支援対象外となり、申請された金額を交付いただけない状況が生じているところです。 また、交付金の算定対象外も含めると、NTT東西の担当支援区域として指定されていた区域のうち、約2割にあたる3,799町字が今回指定解除される状況となっております。 このように、適格事業者自身に起因しない要因で支援が継続されなくなるリスクがある状況では、未整備地域の新規整備や公設設備の譲受を進めることは困難であるため、当初は特別支援区域に指定されており、支援が受けられることを期待して新規整備・民設移行した区域については、その後の状況変化によらず支援が継続される仕組みにしていくことが必要と考えます。 【NTT西日本株式会社】	（意見12に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見11に対する考え方と同じです。	―

□ 第二種負担金の算定に係る回線数等の報告について

意　見	考え方	案の修正
（意見13） 弊社は、本意見書提出時点において第二種負担金の負担事業者ではございませんが、様式30の2の報告および卸元事業者間での回線報告数の共有において、大きな業務負担が生じます。令和8年4月以降、年12回の報告が求められる場合、業務負担がさらに増加することを懸念しております。つきましては、令和8年度のみでなく、令和9年度以降の第二種負担金の徴収および当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告についても、年1回にしていただきたく、要望いたします。 【株式会社ギガプライズ】	（意見13に対する考え方） いただいた御意見は、直接的には認可申請及び諮問第3204号に関するものではありませんが、総務省においては、御指摘を踏まえ、運用コストに配慮して、必要な措置を講ずることが適当であると考えます。	―
（意見14） また、令和8年度の第二種負担金の徴収が年1回になる場合は、第二種負担金の額の算定に必要な毎月末の回線数等の報告については、こちらも事業者の報告に係るコスト等を考慮頂き、令和8年3月末の回線数を対象に年1回の報告とすることをご検討頂きますようお願いいたします。 今後、第二種負担金の徴収が年1回から月1回となるような大幅な変化が予見される場合は、多くの事業者にとって変更にかかる事務コスト等が発生することから、可能な限り早期に事業者へ周知いただくことを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	（意見14に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	―
（意見15） 第二種負担金の対象となる回線数の把握のため、負担対象事業者が毎月末の負担対象回線数を報告することについて、電気通信事業報告規則第9条により、規定されています。 他方、2026年は第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条に基づく申請により、2026年3月末の回線数のみを基にした負担金の徴収が行われる見込みであることを踏まえ、2026年の電気通信事業報告規則に基づく第二種負担金算定に係る回線数報告は、2026年3月末分のみとし、伴って電気通信事業報告規則における規定についても本方向性に対応するよう整備頂きたいと考えます。 また、2027年以降も同様に、負担対象回線数の算定に必要な時期に絞って報告を求める等、行政・事業者双方の対応コストを踏まえた、柔軟な整理をお願いしたいと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	（意見15に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	―
（意見16） 今回の認可申請において、第二種負担金の額は「令和7年の申請単価」×「令和8年3月末における回線数」とされており、負担金の徴収についても年1回、2026年（令和8年）3月末における回線	（意見16に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	―

数報告に基づき実施される旨の申請がなされており、当該申請により、負担金の算定、徴収回数及び徴収対象となる回線数の対象月が明確化されたと理解しています。 一方で、電気通信事業報告規則（以下、報告規則）第9条においては、算定対象回線数を算出するために用いる回線数等の報告に係る規定が設けられています。 報告規則第9条に基づく月末時点の回線数等の報告の結果は、負担金の徴収や回線単価の算出に用いられるものと認識していますが、総務省・支援機関・事業者の運用コストを削減する観点から、2026年（令和8年）については、以下理由より報告規則第9条に基づく回線数等の報告も2026年（令和8年）3月末の1回のみとすべきと考えます。 ・ 【負担金徴収の観点】今回の認可申請の内容であれば2026年（令和8年）は3月末における回線数報告に基づく徴収のみが予定されており、その他の月については回線数報告を行ったとしても負担金の徴収には用いられないこと ・ 【回線単価算出の観点】第二号算定等規則附則第3項により、算定対象回線数の直近の継続した月数が12か月間に満たない場合においても回線単価が算出可能と認識していることから、次回の単価算定においても、2026年（令和8年）は3月末における回線数報告のみでも算出が可能と考えられること また、来年度以降においても、負担金の徴収が年間12回に満たない場合は、上述の内容と同じ理由から、報告規則第9条に基づく月末時点の回線数等の報告は負担金の徴収が発生する月のみとできるよう、報告規則の規定を見直していただきたく考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
（意見17） これに伴い、算定等規則第25条第１項に基づき総務大臣から支援機関に通知される「算定対象回線数」については、基準時点を単一時点（令和８年３月末）とされています。上記との整合を図る観点から、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第９条に基づく回線数等の毎月末報告についても、令和８年度に限り当該基準時点である「令和８年３月末」における回線数の年１回報告とする特例的な運用を要望いたします。 令和９年度以降の回線数等の報告頻度についても、配分の公平性と事務負担のバランスに配慮しつつ、年１回程度の必要最小限の頻度とされることを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	（意見17に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	－
（意見18） 電気通信事業報告規則では、毎月末の回線数等（高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に関し必要な事項）の状況を翌々月の二十日までに総務大臣へ報告することが求められていますが、制度の運用が開始された後の状況を踏まえ、報告頻度の見直しについて検討いただくことを要望いたします。 少なくとも、今回のように第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく許可申請が行われ、第二種負担金の徴収が1回限りとされる場合等においては、電気通信事業報告規則を変更し、負担金の算定に必要な月末（今回であれば令和8年3月末）における回線数等の状況のみ報告する	（意見18に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	－

ことで足りる旨を規定していただきたく存じます。 【KDDI株式会社】		
（意見19） 第二種負担金については、電気通信事業報告規則第九条第二号に基づき、ブロードバンドサービスを提供する各事業者が 毎月自らの回線数を総務省に報告し、当該回線数報告に基づき、支援機関が事業者毎の負担金の算定および徴収を行うこととされています。今回、支援機関の第二種負担金に係る申請においては、2026年の負担金の徴収は年1回（2026年3月末の回線数に基づく徴収）とされていることを踏まえ、徴収に必要な月のみ事業者に対して回線数の報告を求める運用が可能となるよう制度の見直しを行っていただきたいと考えます。 なお、上記の制度見直しが行われる場合、負担金徴収（回線数報告）のタイミングは、報告規則第二条に基づく四半期毎の契約等状況報告と同時期に行っていただくことが効率的と考えます。 【NTT東日本株式会社】	（意見19に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	―
（意見20） 第二種負担金については、電気通信事業報告規則第九条第二号に基づき、ブロードバンドサービスを提供する各事業者が 毎月自らの回線数を総務省に報告し、当該回線数報告に基づき、支援機関が事業者毎の負担金の算定および徴収を行うこととされています。 今回、支援機関の第二種負担金に係る申請においては、2026年の負担金の徴収は年1回（2026年3月末の回線数に基づく徴収）とされていることを踏まえ、徴収に必要な月のみ事業者に対して回線数の報告を求める運用が可能となるよう制度の見直しを行っていただきたいと考えます。 なお、上記の制度見直しが行われる場合、負担金徴収（回線数報告）のタイミングは、報告規則第二条に基づく四半期毎の契約等状況報告と同時期に行っていただくことが効率的と考えます。 【NTT西日本株式会社】	（意見20に対する考え方） いただいた御意見に対する考え方は、意見13に対する考え方と同じです。	―

□ 第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告について

意　見	考え方	案の修正
（意見21） 関連制度全体の負担軽減の観点から、第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告頻度についても、第二種負担金の報告頻度と同様に、現行の毎月末報告から必要最小限の頻度へ見直すことを、今後の適切な機会において検討いただくことを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	（意見21に対する考え方） いただいた御意見は、総務省において今後の施策の参考とすることが適当であると考えます。	―

（意見22） 　またこれに関連して、第二種負担金の報告頻度と同様に、第一種負担金の算定に係る電気通信番号数の報告頻度についても、現行の毎月末報告から必要最小限の報告頻度へ見直すことを、今後の適切な機会において検討いただくことを要望いたします。 　負担金制度全体の安定的な運用を確保しつつ、総務省・事業者・支援機関等の実務上の課題に柔軟に対応できるよう、今後も適時適切な見直しを要望いたします。 【KDDI株式会社】	（意見22に対する考え方） 　いただいた御意見に対する考え方は、意見21に対する考え方と同じです。	―

□ その他

意　見	考え方	案の修正
（意見23） 　ブロードバンドのユニバーサルサービス制度は、今後、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方の利便性向上のため、基幹的な情報通信インフラである光ファイバの安定的な整備・維持を推進していくことを副次的な目的として設計されたものと理解しています。 　今般の「第二種交付金の額及び交付方法認可申請書」の「表1　算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数」について詳細説明されている、電気通信事業部会（第160回）配布資料「160-1　第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可について」の「別紙1別添『2. 認可申請のあった第二種交付金の額⑥（参考：対象区域数等）』」によれば、「原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数」において、公設区域が大半を占めていることや原価算定対象が少ない実態が見られます。※ 　今回、NTT東日本およびNTT西日本への交付金の額は1.48億円程度の水準になっていますが、一部コストが未算入という実態はあるものの、これは公設地域・回線数が大半であることや新規整備が進んでいないことが主な要因であると考えられます。 　このような状況下、今年8月に2023年度の光ファイバ世帯カバー率は97.09％（未整備約162万世帯）と発表されました。光ファイバ整備率の推計手法の見直しにより、従来公表されていた2022年度の光ファイバ世帯カバー率99.84％（未整備約10万世帯）から大きく後退する結果となっています。 　今後、第二種交付金にかかる費用の段階的な拡大が想定されることに鑑みれば、2022年2月の費用試算で実施したように、改めて自治体へのアンケート等を行い、新規整備・民間移行を求める世帯の精緻化を図り、交付金算定における予見性・透明性を高めることが重要であり、これらの需要を適格事業者の特別支援区域整備・役務提供計画書に反映させることにより、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」が掲げる2027年度末までの光ファイバ世帯カバー率99.9％（未整備約5万世帯）の実現を後押しする取組みにもつながるものと考えます。	（意見23に対する考え方） 　いただいた御意見は、総務省において<u>今後の施策の参考</u>とすることが適当であると考えます。	―

また、2028年度から最終保障提供責務が導入された場合、お客さまからの求めがあっても、同じ区域で他事業者が基礎的電気通信役務を提供していれば最終保障役務提供義務が生じないため、2027年度で光ファイバの整備目標が達成できていない場合は、それ以降の整備が停滞し目標未達となる懸念があります。 したがって、総務省においてはこれらの取組みを実施及び注視し、国家目標達成に向けて推進していくことが重要と考えます。 ※ 以下に、電気通信事業部会（第160回）配布資料160-1「別紙１別添『２．認可申請のあった第二種交付金の額⑥（参考：対象区域数等）』」に基づく値を示します。 「施行規則第40条の8の5第2項第一号に該当する単位区域」（未整備地域）： NTT東日本の担当支援区域162区域中で原価算定対象となったのは32区域（180回線） NTT西日本の担当支援区域131区域中で原価算定対象となったのは2区域（165回線）。 「施行規則第40条の8の5第2項第二号に該当する単位区域」（公設地域）： NTT東日本の担当支援区域5,273区域中で原価算定対象となったのは317区域（10,471回線） NTT西日本の担当支援区域1,757区域中で原価算定対象となったのは32区域（912回線） 【KDDI株式会社】		
（意見24） 第二種ユニバーサルサービス認可案を通じた通信料金公共料金化と地方デバイド解消の提案 認可案を支持しますが、第二種基礎的電気通信役務の交付金・負担金認可を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 地方のブロードバンド普及率75%未満で、負担金が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害。 大手寡占（シェア90%）による料金高止まりが問題です。 公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担10-20%軽減が可能。 たとえば、携帯電話料金プランの段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。 MNP審査を簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）し、手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。MVNO躍進で多様な使い方（低容量プランやIoT特化、時間帯別速度制限）を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。 中古市場も活性化します。端末販売を家電量販店に分離（自由価格設定）で余剰在庫廃棄を削減（CO2排出5%低減）。海外メーカーの新機種サイクルに対抗し、日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS更新10年対応）を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の端末購入負担15%軽減できます。	（意見24に対する考え方） いただいた御意見の冒頭部分については、認可申請及び諮問3204号の考え方に対する賛同の御意見として承ります。 これ以降の部分は、総務省において今後の施策の参考とすることが適当であると考えます。	－ －

地方光回線普及を義務化し、公共料金化で固定電話終了後のIP放送を推進すれば、地方の電波弱い地域（限定局しか視聴できない地域）でも安定した放送サービスが提供され、高齢者の情報格差を埋めます。 これにより、通信全体のCO2排出（インフラ効率化で5-10%低減）にも寄与し、持続可能な社会を構築。 これらの施策で、認可案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。認可案に反映を求めます。 【匿名B】		

（以上）